

対して、その費用の一部を補助します。

対象者：戸建て木造住宅の所有者（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもに限る）

対象住宅：次の全てに該当するもの

- 居住の用に供されているもの
- 在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された3階建て以下のもの

■ 昭和56年5月31日以前に着工したもの、または熊本地震で被災したことが確認できるもの

岡復旧事業課 ☎289・8308

復旧支援

被災した宅地の復旧支援

益城町宅地復旧支援事業

被災した、のり面・擁壁の復旧、地盤の復旧、地盤の改良、住宅基礎の傾斜修復工事費の一部を補助します。

対象：熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者等（管理者または占有者は、所有者の承諾を得たもの）

対象宅地（用途）

- 戸建て住宅
- アパートおよびマンション（賃貸・分譲）
- 店舗（事務所）併用住宅（住宅の用に供する部分）

宅地耐震化推進事業

被災した宅地擁壁の復旧等を公共事業として行います。

対象：避難路に影響を及ぼす擁壁の復旧工事等

要件：以下の①～③すべての要件を満たす盛土造成地

- ① 盛土（擁壁、斜面）の高さが2m以上の盛土造成地
- ② 盛土造成地（擁壁、斜面）の上に家屋・倉庫等が2戸以上ある
- ③ 町で定める災害時の避難路に面している盛土造成地（擁壁、斜面）

岡復旧事業課 ☎289・8308

生活支援

被災者生活再建支援制度

住家が全壊するなど著しい被害を受けた世帯に「被災者生活再建支援金」を支給します。

対象

- ① 住家が全壊した世帯
- ② 住家が大規模半壊した世帯
- ③ 住家が半壊し、または住家の敷地に被害が生じ、その住家の倒壊による危険を防止する必要があること、居住するために必要な補修費などが著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、または解体されるに至った人（世帯）

※「解体世帯」として「全壊世帯」と

同等の支援が受けられます。

岡生活再建支援課

☎289・1400

熊本地震で二重の住宅ローンを抱える人への支援

抱える人への支援

自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する人が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額を補助します。

対象：住宅に一部損壊以上の被害を受け、二重の住宅ローンを抱えることとなった人で、次の①～③をすべて満たす人

- ① 300万円以上の新たな住宅ローンを契約したこと
- ② 被災住宅の既存ローンの残高が500万円以上あること
- ③ 世帯員に課税所得金額が780万円を超える人がいないこと

岡熊本県住宅課

☎333・2547

生活福祉資金福祉費の貸し付け

低所得世帯（熊本地震を起因として勤務先の休業等により低所得となった場合を含む）や障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療育または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な経費として資金を貸し付けます。

今回の熊本地震で被災された人の

「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」について、特例的に償還期間（返済の期間）等を延長して貸し付けます。

岡益城町社会福祉協議会

☎214・5566

弔慰・見舞・義援金

災害弔慰金・災害障がい見舞金

災害弔慰金

熊本地震によりお亡くなりになられた人（関連死を含む）のご遺族に対して支給します。

対象：熊本地震によりお亡くなりになられた人のご遺族

※遺族の範囲・順位：①配偶者

②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父父母

災害障がい見舞金

熊本地震により心身に重度の障がいを受けた人に対して支給します。

対象：熊本地震により重度の障がいを受けた人

岡生活再建支援課

☎289・1400

災害義援金

熊本県配分

熊本県の「平成28年熊本地震義援金配分委員会」において決定され、県から益城町へ配分された義援金について、県の基準に基づき対象となる人へ配分しています。

対象：熊本地震により、益城町で被災した人

（次ページへつづく）